

氏名	Alena Shpak
学位(専攻分野の名称)	博士(国際バイオビジネス学)
学位記番号	甲第694号
学位授与の日付	平成27年3月20日
学位論文題目	Land Reform in Ukraine and Emergence of New Private Farms
論文審査委員	主査 教授・農学博士 泉 田 洋 一 教授・農学博士 門 間 敏 幸 教授・博士(工学) 畑 中 勝 守

論文内容の要旨

1. 背景

ウクライナは世界の中で農業がダイナミックに変化しつつある国のひとつである。2000年から2010年にかけての年平均農業生産実質成長率は2%を超え、近年ではウクライナはヨーロッパ大陸で最大のトウモロコシ生産国(かつ最大の輸出国)となっている。農業生産に大きな変化をもたらした要因は1991年に始まった社会主義からの離脱を含む農地改革である。

通常、農地改革は農地の再配分を通じてより公平な土地所有を作り出すことを目的とする。戦後日本における農地改革も、戦前におけるいびつな農地所有構造を変えることで不平等をなくし、均質な農村社会を作ることを目指したものであった。ウクライナの土地改革も農地の再配分を行うものであったが、再配分は個人から個人へ再配分するものではなく、国家から個人への再配分であった。同時に、ウクライナの土地改革は、社会主義計画経済における農業を市場経済下の農業へと移行させる意図を有していた。そういった二重の役割を期待されていたが故に、ウクライナの農地改革は、日本の農地改革とは違った難しさを抱えていたといえるであろう。

2. 研究の目的

本研究は農地改革に農民がどう対応したかを議論するものである。農地改革を通じて、社会主義経済下における農業から市場経済下の農業への移行がどう進行しているかを、個人農の行動の変化から議論する。言い換えれば、本論文では個人農の行動の変化に着目しながら、ウクライナの農地改革のひとつの側面を農家レベルから評価するものである。

作業としては以下の3つに分かれる。第1に、ウクライナの農地改革のプロセスを分析し、ウクライナの農地

改革の特徴や課題を整理する。第2に、現行の土地制度(特にモラトリウムという名称で土地所有権の売買が禁止されている仕組み、ただし土地の貸借は可能)のもとで個人農の経営面積規模がどう動いているのかを示す。第3に規模を拡大してきた個人農の属性や、その経営パフォーマンス(作物選択、生産性、収入と費用、農業関連ビジネスの取り込み)を、規模縮小・維持農家と比較する。その作業を通じて、市場の変化に対応して経営を動かしている個人農の出現を示すことができるであろう。

3. 研究の方法

本論文では個人農に焦点をあてている。土地改革以降のウクライナ農業の経営体は、大別して、農業企業、個人農、家庭菜園農家の3つに分かれる。3者ともに対応する法律で規定された経営体であるが、農業企業は集団農業が改組して生まれた巨大な経営体であり、他方で、家庭菜園農家は自給用の農業生産が主となる個人零細経営である。個人農は農業生産を専断的に行っている経営であり、新しい経済主体の登場を見る際には個人農の経営に着目するのが適当であると判断した。ただし農業生産に占める個人農のシェアはウクライナ全体で7%(2013年)にすぎない。

議論の材料は著者がジトーミル行政区でおこなった農家調査である。著者は農家がメンバーとなっている農業組合の支援を仰ぎながら、50戸の個人農を2010年から2013年まで継続して調査した。ジトーミル行政区を選んだのは、農業組合の支援を得られるという調査の便宜を考えてのことであるが、この地区の農業は他の地域に比べて特殊な状況にあるわけではない。また同行政区にはチェルノブイリが位置しているが、本調査の対象地区は原発の放射能汚染地区から離れたところに位置してい

る。

なおウクライナの土地改革について論じた文献は多いが、個人農を対象にして、事例をもとに、個人農が経営規模を拡大していく独自の方法や、規模拡大個人農の属性を分析した文献は少ない。その点で本研究は学問的にも貢献できると考える。

4. 個人農の土地経営規模変動

調査農家の属性を述べると、世帯員平均4名、世帯主の平均年齢42歳、学歴水準は中等と高等がほぼ半数であり、ウクライナの一般的な農家と同等の特徴をもつ。調査世帯の75%が農業を主業と考えている。農家の経営面積規模は6ヘクタールから50ヘクタールの範囲にあり、2013年の平均経営面積は23.2ヘクタールであった。

対象となった調査農家は、2010年における農家の経営面積と経営開始時点の経営面積とを比較して、規模拡大農家(15戸)、規模維持農家(26戸)、規模縮小農家(9戸)に分けることができる。経営面積の内訳を所有地と借入地に分けると、経営面積維持農家の内訳に変動はないが、縮小農家は所有面積を維持したまま借入地を減らしていた。一方で、経営規模拡大農家は借入地だけではなく、所有面積を増加させている。もちろん量的には借入地の拡大による規模の拡大が主流なのであるが(平均増加面積の約6割)、土地所有面積の増加がみられる点が興味深い。モラトリウムという制度のもとで規模拡大農家が所有地を増やしているのは、土地面積を増やす代替策として、農地制度への登録者(土地所有の権利を潜在的に有する)をパートナーとして経営に組み込むという手法を使っているからである。この手法を本論文では代替的手法(alternative method)という言葉で表現しており、規模拡大農家15戸のうち11戸がこの手法を使っている。登録パートナーは経営主の親戚であったり個人農に雇用されていた者であったりするが、パートナーとしては個人農から給与をもらうわけではない。彼らは収益の一部を受け取るし、逆に費用負担を含む経営への責任を有している。

土地の借入については、地代は固定よりは変動、現物よりは現金という形態が多く、5年契約よりは10年契約が多い。村外からの土地借入も多く(149の事例のうち134)、旧コルホーズの土地も好まれている(比較的に土地の質が高い)。地代水準を被説明変数にとった回帰分析では、旧コルホーズの土地であったこと(ダミー変数)、農場からの距離、長期契約(10年を1とするダミー変数)はすべて地代水準に有意な正の影響を与えて

いることが判明した。調査農家は距離があっても良質の農地を求めており、そのため、高い地代を支払っているといなされる。

5. 規模拡大農家の属性と経営

次に、規模拡大農家と規模非拡大(規模維持及び縮小)農家の属性を比較する。規模拡大農家の世帯主平均年齢は35歳で比較的若く、非拡大農家のそれ(47歳)と対照的である。教育水準の面でも大きな差異がある。拡大グループの経営主で高等教育を受けた者の割合は9割を超す。逆に非拡大農家のグループの経営主で高等教育を受けた者の割合は4割でしかない。国際的な農業研修を受けた経営主の割合も規模拡大グループで高くなっている。またすべての規模拡大農家が加工品販売等の農業関連のビジネス(日本でいうところの6次産業)に従事している。

作目の選択についてみると、規模拡大農家は2000年時点では小麦、ライ麦、大麦が中心であった(この3作目で全体作付面積の92%)。この3作目の比重が高い点は、2000年では、規模維持農家、あるいは規模縮小農家も同じであった。しかし2010年では様相が異なる。規模拡大農家は、小麦、ライ麦、大麦の作付面積を減らし(3作で37%)、他方で、大豆、ポテト、野菜の作付面積を増やしている。規模非拡大農家は、大豆や野菜の面積を増やしているもののそのシェアは大きくない。また小麦の作付面積はむしろ増加しており、作目選択で見ると限りなお穀物生産を中心としているといえよう。その理由を探るために、ジトーミル地区の農作物価格指数(農家庭先価格)を作目ごとに算出してみると、2000年を100とする指数でみて、野菜や大豆の価格指数は小麦やライ麦よりも高くなっている。すなわち野菜とポテトの価格指数は2010年でそれぞれ446と412であるが、小麦は234、ライ麦は173、大麦は324となっている。このことは調査対象個人農のうちで規模を拡大してきた農家は相対的に有利な価格の作目に転換してきたが、規模非拡大農家は価格変化にあまり反応しなかったといえるであろう。また先に述べたように規模拡大農家は農家レベルでの農業関連ビジネスを導入しているが、この6次産業的な部分を経営に取り込むことを考慮した場合、野菜等の加工販売が容易な作物が選ばれたことも作目選択の要因であったと考えられる。なおジトーミル行政区全体で見ると、特に小麦、大麦、ライ麦の作付面積が減ったわけではないことを付け加えておく。

作物別にみた収量の動きを検討してみると、全作物でヘクタールあたりの収量が改善したこと、2000年時点

でもまた 2010 年時点でも規模拡大農家の収量が非拡大農家よりも高かったことがわかる。この収量の差をもたらしている要因を探るために、小麦について収量を被説明変数とする回帰分析を、2000 年と 2010 年とで分けて行った。予想の通り、両年とも収量水準は、労働投入（ヘクタールあたり投入時間）、改良種子（ハイブリッド）の採用、化学肥料や農薬の投入量によって決まっている。また規模変数も有意であり、収量については規模の経済があることが確認された。大規模層ほど要素投入を増やしていること、また大規模層ほどより適切な作物の輪作体系を組めることが影響していると思われる。

収量の差は当然ながら農業生産からえられる収入額の差異になって表れる。2000 年時点では単位面積あたりの収入額は 3 つの категорииの農家間でほとんど差は見られなかった。しかし 2010 年には、規模拡大農家の面積あたり農業収入額は経営面積維持農家に比べて 16%、経営面積縮小農家に比べて 19% も大きくなっている。

生産費用について検討すると、ここでの生産費用は、家族労働費および機械の減価償却費を含まないものであるが、規模拡大農家の投入が大きくなることから単位面積あたりの生産費用は大きくなる。小麦の場合にはそれは明瞭で、2010 年で規模拡大農家の生産費用は単位面積あたりで規模縮小農家の費用を 13% 上回っている。ただし機械の費用や家族労働費用を含まないものであるため、もし両者を含めて計算すれば、規模拡大農家の単位面積あたりの費用は更に高くなるとみられる。その他の作目（ライ麦、大麦、ポテト）の 2000 年における面積あたり生産費用、あるいは先の作目に大豆と野菜を加えた部分の 2010 年の面積あたり費用は、規模拡大農家とその他の農家で大きな差は観察されない。

ただし収入から費用を引いた部分については（ここは減価償却費を考慮していないためグロスでの農業現金所得とみなされるが）ヘクタールあたりでも大きな差が生じている。2000 年では単位面積あたりの農業粗所得には規模拡大農家とそれ以外で大きな差はなかった。しかし 2010 年で見ると、規模拡大農家のそれは他の二

つの category の農業粗所得の 2 倍程度に達している。機械の保有状況に違いがあるとはいえ、大きな差が出てきているといえよう。

更に農業関連ビジネスの導入の効果がある。調査農家の関連ビジネスとは、例えば、野菜をつかったピクルスの生産と販売、野菜の直売、味つけ野菜をのせたホームメイドのパンの販売、小麦粉の生産販売、野菜を使った惣菜の販売などがあげられる。この農業関連ビジネスからくる所得は、農家への聞き取りから、収入の数値と同時に収入に占める費用の比率を聞いておき、その比率を収入にかけることで計算した。2010 年におけるこの部分の比率は、規模拡大農家について全体所得の 27% を占めており、重要な所得源となっている。規模拡大農家の単位面積あたりの農業所得（農業関連ビジネスからの所得を含む部分）は規模維持農家の 2.1 倍、規模縮小農家の 2.6 倍となっている。経営土地面積規模に大きな差があるため、農家あたりで見るとこの所得の違いは 4-5 倍にもなってくる。

6. 結論

以上本稿では、50 戸の個人農の 10 年の動きを検討しながら、現行の土地制度の制約のもとで、市場の動向に対応することができる新しい経営体が登場しつつあることを確認した。新しい個人農は、自己の責任で規模拡大し、適切な作物を選択し、関連する農業ビジネスを導入することを厭わない経営体と結論することができよう。ただ本稿の分析はジトーミル行政区の 50 戸を対象にした調査結果を使ったものであり、本稿のファインディングスを一般化するには、調査地点や調査対象を拡大して論じる必要がある。

土地制度との関連について述べると、モラトリウムという激変緩和策は、ウクライナを取り巻く内外の状況をみながら廃止し、適切な土地取引市場をつくることを目指すべきであろう。萌芽的には、土地の所有権を売買する市場の前提となるような農業経営体はすでに登場しつつあると考える。

審査報告概要

本研究は、ウクライナのジトーミル行政区における個人農 50 戸の調査データに基づき、土地改革で形成された個人農について、その経営面積変動、規模拡大個人農の属性、経営成果を分析し、市場経済に対応した新しい農業経営体が出現しつつあることを解明したものであ

る。研究は、ウクライナにおける土地改革過程を法的側面に立ち入って分析した部分と、個人農の経営データをもとにして分析した部分の二つに分かれる。前者では土地改革プロセスを三段階にわけて論じ、ウクライナの土地改革が単に土地の再分配だけではなく、市場経済への

移行を狙ったものがあるが故に固有の困難を持つことが説かれる。その分析を前提にして、後者の分析では、まずモラトリウム（土地売買の停止）という制度的枠組みの中で個人農が規模変動を実現させたプロセスについて分析している。特に、土地請求権をもったパートナーを経営に組み込む中で土地を増やすという点は（論文では *alternative way* と呼んでいる）新規性もあり興味深い。また経営規模拡大個人農の経営パフォーマンスを、作物選択、生産費用、農業所得、さらに農業関連の個人ビジ

ネス（いわゆる6次産業的部分）という諸側面から分析し、新しいタイプの経営体が登場しつつあることを示した。

以上、本研究はウクライナの土地改革について、制度の分析を踏まえながら、ミクロの視点からの評価を提出するものであり、ウクライナ農業研究において貴重な知見を提供している。

よって、審査員一同は博士（国際バイオビジネス学）の学位を授与する価値があると判断した。